

建築物省エネ法の届出に係る郵送等による受付について
(新型コロナウイルス感染症に係る対応)

新型コロナウイルス感染症については、感染防止に向けた対策を引き続き進めていく必要があるため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく「建築物のエネルギー消費性能の確保のための届出」(以下、「建築物省エネ法届出」という。)について、郵送等での受付を引き続き行います。

1 対応期間

当面の間(状況に応じ、適時対応を見直します。)

2 対応業務

次の業務について、郵送等により受付を行います。

建築物省エネ法届出の提出・・・・・・・・・・郵送

建築物省エネ法届出の修正図面等の提出・・・・郵送、電子メール等

副本の返却には受領印が必要となるため、窓口までお越しく下さい。

3 届出・受付・副本返却等手続きの流れ

「建築物省エネ法届出審議カード」を市ホームページからダウンロードして、必要事項を入力し、印刷してください。

(トップページ>申請書ダウンロード>住まい・建築・都市景観>建築物省エネ法関係の様式)

届出書一式(正・副各一部ずつ)及び「建築物省エネ法届出審議カード」を同封の上、郵送してください。

必要書類が整っている場合、到達した日が受付日となります。指摘事項等があれば、ファクス等でご連絡します。

指摘事項等がある場合、市担当者との打合せの上、修正書類等を郵送、電子メール等で送付してください。

審査が終了次第連絡します。窓口にお越しいただき、副本等をお受け取りください。

4 留意事項

- ・ 郵送等による手続きは、新型コロナウイルス感染症に係る対応であり感染防止の観点から行うものです。
- ・ 受付から返却まで、通常より時間がかかる場合があります。
- ・ 郵送等は届出者の責任において行ってください。また郵送等にかかる費用は届出者のご負担ください。

5 郵送・問い合わせ先

〒252-5277

相模原市中央区中央2-11-15

相模原市役所 建築審査課 構造審査班

電話：042-769-8255 ファクス：042-757-6859

メールアドレス：ke-shinsa@city.sagamihara.kanagawa.jp